

社会福祉法人 春風会 めくもりの里 利用料金目安表(H30.4改正)

★ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

(1割負担)

【個室】

(1日あたり)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金 (利用者負担1割)	5,570円 (557円)	6,250円 (625円)	6,950円 (695円)	7,630円 (763円)	8,290円 (829円)
介護職員処遇改善加算 (利用者負担1割)	520円 (52円)	570円 (57円)	630円 (63円)	690円 (69円)	740円 (74円)
介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇改善が実施されているため基本料金に各種加算減算を加えた総介護保険適応個人負担数に8.3%を乗じた数が加算されます。					
日常生活継続支援加算 (利用者負担1割)	360円 (36円)				
看護体制加算 (利用者負担1割)	40円 (4円)				
夜勤職員配置加算 (利用者負担1割)	130円 (13円)				
栄養ケアマネジメント体制加算 (利用者負担1割)	140円 (14円)				
居住費(全額自己負担) (介護保険給付対象外)	1日 1,150円 ※(注1)				
食費(全額自己負担) (介護保険給付対象外)	1日 1,380円 ※(注2)				
利用者負担合計 (1日)	3,206円	3,279円	3,355円	3,429円	3,500円

【多床室】

(1日あたり)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金 (利用者負担1割)	5,570円 (557円)	6,250円 (625円)	6,950円 (695円)	7,630円 (763円)	8,290円 (829円)
介護職員処遇改善加算 (利用者負担1割)	520円 (52円)	570円 (57円)	630円 (63円)	690円 (69円)	740円 (74円)
介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇改善が実施されているため基本料金に各種加算減算を加えた総介護保険適応個人負担数に8.3%を乗じた数が加算されます。					
日常生活継続支援加算 (利用者負担1割)	360円 (36円)				
看護体制加算 (利用者負担1割)	40円 (4円)				
夜勤職員配置加算 (利用者負担1割)	130円 (13円)				
栄養ケアマネジメント体制加算 (利用者負担1割)	140円 (14円)				
居住費(全額自己負担) (介護保険給付対象外)	1日 840円 ※(注1)				
食費(全額自己負担) (介護保険給付対象外)	1日 1,380円 ※(注2)				
利用者負担合計 (1日)	2,896円	2,969円	3,045円	3,119円	3,190円

※ご利用料金は、ご利用者様の要介護度（1～5）や負担割合（1割または2割）に応じて異なります。

※注1）（注2）は、介護保険適用外のため、全額自己負担となります。但し、所得に応じて減額になる場合もあります。

- ☆ 外泊をされた場合、1ヶ月に6日を限度として、福祉施設外泊時費用加算として1日2,460円（自己負担額2,460円）が加算されます。その場合の基本料金はかかりません。
- ☆ 1回の外泊が2つの月をまたがる場合、連続して最大12日の福祉施設外泊時費用加算として、1日2,460円（自己負担額2,460円）が加算されます。その場合の基本料金はかかりません。
- ☆ 外泊の初日及び最終日（帰園日）は、通常の基本料金を算定します。したがって1泊2日の外泊時には通常の基本料金の算定がなされず。なお、外泊中・入院中の居住費は算定されます。
- ☆ 入居された日から1ヶ月間につき、初期加算1日300円（自己負担額300円）が算定されます。病院や診療所等に30日を超えて入院後、再び入居される場合も算定されます。
- ☆ 利用料金は、ご契約者の要介護度（要介護1～5）や負担割合（1割または2割）に応じて異なりますので、介護保険証や介護保険負担割合証をご確認ください。
- ☆ 看取り介護加算・・・医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、入居者又はその家族等の同意を得て看取り介護に関する計画を作成し、医師、看護師、介護職員等が共同して本人又は家族への説明を行い、同意を得て看取りが行われた場合（当該施設またはその居宅で死亡した場合）は、死亡日以前30日を限度として以下の通り加算されます。
 - ・ 死亡日以前4～30日・・・1,440円（自己負担額1,440円）
 - ・ 死亡日の前日、前々日・・・6,800円（自己負担額6,800円）
 - ・ 死 亡 日・・・12,800円（自己負担額1,280円）

介護保険の給付対象とならないサービス利用料金

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者負担となります。（利用した時のみ請求します。）

- ① 理・美容代 1回 実費
- ② レクリエーション、クラブ活動
利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動、遠足等に参加した場合の材料代・入場料金等の実費。
- ③ 日常生活上必要となる諸費用
利用者の意向により、日常生活用品等購入を代行した場合、その購入にかかった実費。
- ④ 特別な食材及び飲料費
利用者の希望により提供する特別食にかかる実費。
- ⑤ 金銭管理委託費
利用者の希望により、預金通帳・印鑑・年金証書等をお預りし、各種保険料等のお支払い代行を行います。（任意契約：1ヶ月 1,000円）
- ⑥ 喫茶利用費
飲食には利用費として、1品につき100円がかかります。
- ⑦ おやつ代
希望により、おやつを食した場合は、1日につき50円がかかります。

★ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

(2割負担)

【個室】

(1日あたり)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金 (利用者負担2割)	5,570円 (1,114円)	6,250円 (1,250円)	6,950円 (1,390円)	7,630円 (1,526円)	8,290円 (1,658円)
介護職員処遇改善加算 (利用者負担2割)	570円 (114円)	630円 (126円)	690円 (138円)	740円 (148円)	800円 (160円)
日常生活継続支援加算 (利用者負担2割)	360円 (72円)				
看護体制加算 (利用者負担2割)	40円 (8円)				
夜勤職員配置加算 (利用者負担2割)	130円 (26円)				
栄養ケアマネジメント体制加算 (利用者負担2割)	140円 (28円)				
居住費(全額自己負担) (介護保険給付対象外)	1日 1,150円 ※(注1)				
食費(全額自己負担) (介護保険給付対象外)	1日 1,380円 ※(注2)				
利用者負担合計 (1日)	3,892円	4,040円	4,192円	4,338円	4,482円

介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇改善が実施されているため基本料金に各種加算減算を加えた総介護保険適応個人負担数に8.3%を乗じた数が加算されます。

【多床室】

(1日あたり)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金 (利用者負担2割)	5,570円 (1,114円)	6,250円 (1,250円)	6,950円 (1,390円)	7,630円 (1,526円)	8,290円 (1,658円)
介護職員処遇改善加算 (利用者負担2割)	570円 (114円)	630円 (126円)	690円 (138円)	740円 (148円)	800円 (160円)
日常生活継続支援加算 (利用者負担2割)	360円 (72円)				
看護体制加算 (利用者負担2割)	40円 (8円)				
夜勤職員配置加算 (利用者負担2割)	130円 (26円)				
栄養ケアマネジメント体制加算 (利用者負担2割)	140円 (28円)				
居住費(全額自己負担) (介護保険給付対象外)	1日 840円				
食費(全額自己負担) (介護保険給付対象外)	1日 1,380円				
利用者負担合計 (1日)	3,582円	3,730円	3,882円	4,028円	4,172円

介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇改善が実施されているため基本料金に各種加算減算を加えた総介護保険適応個人負担数に8.3%を乗じた数が加算されます。

※ご利用料金は、ご利用者の要介護度(1~5)や負担割合(1割または2割)に応じて異なります。

※注1)注2)は、介護保険適用外のため、全額自己負担となります。

- ☆ 外泊をされた場合、1ヶ月に6日を限度として、福祉施設外泊時費用加算として1日2,460円（自己負担額246円）が加算されます。その場合の基本料金はかかりません。
- ☆ 1回の外泊が2つの月をまたがる場合、連続して最大12日の福祉施設外泊時費用加算として、1日2,460円（自己負担額246円）が加算されます。その場合の基本料金はかかりません。
- ☆ 外泊の初日及び最終日（帰園日）は、通常の基本料金を算定します。したがって1泊2日の外泊時には通常の基本料金の算定がなされます。なお、外泊中・入院中の居住費は算定されます。
- ☆ 入居された日から1ヶ月間につき、初期加算1日300円（自己負担額30円）が算定されます。病院や診療所等に30日を超えて入院後、再び入居される場合も算定されます。
- ☆ 利用料金は、ご契約者の要介護度（要介護1～5）や負担割合（1割または2割）に応じて異なりますので、介護保険証や介護保険負担割合証をご確認ください。
- ☆ 看取り介護加算・・・医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、入居者又はその家族等の同意を得て看取り介護に関する計画を作成し、医師、看護師、介護職員等が共同して本人又は家族への説明を行い、同意を得て看取りが行われた場合（当該施設またはその居宅で死亡した場合）は、死亡日以前30日を限度として以下の通り加算されます。
 - ・ 死亡日以前4～30日・・・1,440円（自己負担額144円）
 - ・ 死亡日の前日、前々日・・・6,800円（自己負担額680円）
 - ・ 死 亡 日・・・12,800円（自己負担額1,280円）

介護保険の給付対象とならないサービス利用料金

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者負担となります。（利用した時のみ請求します。）

- ① 理・美容代 1回 実費
- ② レクリエーション、クラブ活動
利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動、遠足等に参加した場合の材料代・入場料金等の実費。
- ③ 日常生活上必要となる諸費用
利用者の意向により、日常生活用品等購入を代行した場合、その購入にかかった実費。
- ④ 特別な食材及び飲料費
利用者の希望により提供する特別食にかかる実費。
- ⑤ 金銭管理委託費
利用者の希望により、預金通帳・印鑑・年金証書等をお預りし、各種保険料等のお支払い代行を行います。（任意契約：1ヶ月 1,000円）
- ⑦ 喫茶利用費
飲食には利用費として、1品につき100円がかかります。
- ⑧ おやつ代
希望により、おやつを食した場合は、1日につき50円がかかります。

【短期入所生活介護・多床室】（1日あたり）

1割負担

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金 (利用者負担1割)	5,840円 (584円)	6,520円 (652円)	7,220円 (722円)	7,900円 (790円)	8,560円 (856円)
介護職員処遇改善加算 (利用者負担1割)	510円 (51円)	570円 (57円)	620円 (62円)	680円 (68円)	740円 (74円)
	介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇改善が実施されているため基本料金に各種加算減算を加えた総介護保険適応個人負担数に8.3%を乗じた数が加算されます。				
看護体制加算 (利用者負担1割)	120円 (12円)				
サービス提供体制強化加算 (利用者負担1割)	60円 (6円)				
夜勤職員配置加算 (利用者負担1割)	130円 (13円)				
滞在費 (介護保険給付対象外)	840円 (注1)				
食費 (介護保険給付対象外)	朝食：280円 昼食：600円 夕食：500円 (注2・3)				
1日あたりの利用者負担合計 (注4)	2,886円	2,960円	3,035円	3,109円	3,181円

- ☆ 通常の送迎の実施地域及び通常の送迎の実施地域以外の地域において送迎を希望された場合は、片道1,840円（自己負担額は184円）が加算されます。
- ☆ 若年性認知症利用者受入加算1,200円/日（自己負担額：120円/日）は、該当した場合にのみ加算されます。
- ☆ 滞在費、食費は、市町村民税世帯非課税者等は、利用者負担の軽減措置により減額されます。
- ☆ (注1)(注2)は、介護保険給付対象外ですが、所得に応じて減額される場合もあります。
- ☆ (注3)食費は、お召し上がりになった食事回数分をいただきます。
- ☆ (注4)合計負担額の目安の為、利用状況により異なります。

【介護予防短期入所・多床室】（1日あたり）

1割負担

	要支援1	要支援2
基本料金 (利用者負担1割)	4,370円 (437円)	5,430円 (543円)
介護職員処遇改善加算 (利用者負担1割)	370円 (37円)	4460円 (46円)
サービス提供体制強化加算 (利用者負担1割)	60円 (6円)	
滞在費 (介護保険給付対象外)	840円 (注1)	
食費 (介護保険給付対象外)	朝食：280円 昼食：600円 夕食：500円 (注2・3)	
1日あたりの利用者負担合計 (注4)	2,700円	2,769円

- ☆ 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇改善が実施されているため基本料金に各種加算減算を加えた総介護保険適応個人負担数に8.3%を乗じた数が加算されます。
- ☆ 通常の送迎の実施地域及び通常の送迎の実施地域以外の地域において送迎を希望された場合、片道1,840円（自己負担額は184円）が加算されます。
- ☆ 若年性認知症利用者受入加算1,200円/日（自己負担額：120円/日）は、該当した場合にのみ加算されます。
- ☆ 滞在費、食費は、市町村民税世帯非課税者等は、利用者負担の軽減措置により減額されます。
- ☆ (注1)(注2)は、介護保険適用外ですが、所得に応じて減額される場合もあります。
- ☆ (注3)食費は、お召し上がりになった食事回数分をいただきます。
- ☆ (注4)合計負担額の目安の為、利用状況により異なります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス利用料金

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者負担となります。(利用した時のみ請求します)

- ① レクリエーション、クラブ活動
利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動、遠足に参加した場合の材料代・入場料金等の実費
- ② 日常生活上必要となる諸費用
利用者の意向により、日常生活用品等購入を代行した場合、その購入にかかった実費
- ③ 特別な食材及び飲料費
利用者の希望により提供する特別食にかかる実費
- ④ 喫茶利用費
飲食には利用費として、1品につき100円がかかります。(利用した場合のみ)
- ⑤ おやつ代
おやつを希望される方は、1日につき50円がかかります。(利用した場合のみ)

【短期入所生活介護・多床室】(1日あたり)

2割負担

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金 (利用者負担2割)	5,840円 (1,168円)	6,520円 (1,304円)	7,220円 (1,444円)	7,900円 (1,580円)	8,560円 (1,712円)
介護職員処遇改善加算 (利用者負担2割)	510円 (102円)	566円 (114円)	624円 (124円)	681円 (136円)	736円 (148円)
	介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇改善が実施されているため基本料金に各種加算減算を加えた総介護保険適応個人負担数に8.3%を乗じた数が加算されます。				
看護体制加算 (利用者負担2割)	120円 (24円)				
サービス提供体制強化加算 (利用者負担2割)	60円 (12円)				
夜勤職員配置加算 (利用者負担2割)	130円 (26円)				
滞在費 (介護保険給付対象外)	840円 (注1)				
食費 (介護保険給付対象外)	朝食：280円 昼食：600円 夕食：500円 (注2・3)				
1日あたりの利用者負担合計 (注4)	3,552円	3,700円	3,850円	3,998円	4,142円

- ☆ 通常の送迎の実施地域及び通常の送迎の実施地域以外の地域において送迎を希望された場合は、片道1,840円(自己負担額は184円)が加算されます。
- ☆ 若年性認知症利用者受入加算1,200円/日(自己負担額：120円/日)は、該当した場合にのみ加算されます。
- ☆ 滞在費、食費は、市町村民税世帯非課税者等は、利用者負担の軽減措置により減額されます。
- ☆ (注1)(注2)は、介護保険給付対象外ですが、所得に応じて減額される場合もあります。
- ☆ (注3)食費は、お召し上がりになった食事回数分をいただきます。
- ☆ (注4)合計負担額の目安の為、利用状況により異なります。

【介護予防短期入所・多床室】 (1日あたり) **2割負担**

	要支援1	要支援2
基本料金 (利用者負担2割)	4,370円 (874円)	5,430円 (1,086円)
介護職員処遇改善加算 (利用者負担2割)	367円 (74円)	455円 (92円)
サービス提供体制 強化加算 (利用者負担2割)	60円 (12円)	
滞在費 (介護保険給付対象外)	840円 (注1)	
食費 (介護保険給付対象外)	朝食：280円 昼食：600円 夕食：500円 (注2・3)	
1日あたりの 利用者負担合計 (注4)	3,180円	3,410円

- ☆ 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇改善が実施されているため基本料金に各種加算減算を加えた総介護保険適応個人負担数に8.3%を乗じた数に加算されます。
- ☆ 通常の送迎の実施地域及び通常の送迎の実施地域以外の地域において送迎を希望された場合、片道1,840円(自己負担額は184円)が加算されます。
- ☆ 若年性認知症利用者受入加算1,200円/日(自己負担額：120円/日)は、該当した場合にのみ加算されます。
- ☆ 滞在費、食費は、市町村民税世帯非課税者等は、利用者負担の軽減措置により減額されます。
- ☆ (注1)(注2)は、介護保険適用外ですが、所得に応じて減額される場合もあります。
- ☆ (注3)食費は、お召し上がりになった食事回数分をいただきます。
- ☆ (注4)合計負担額の目安の為、利用状況により異なります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス利用料金

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者負担となります。(利用した時のみ請求します)

- ① レクリエーション、クラブ活動
利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動、遠足に参加した場合の材料代・入場料金等の実費
- ② 日常生活上必要となる諸費用
利用者の意向により、日常生活用品等購入を代行した場合、その購入にかかった実費
- ③ 特別な食材及び飲料費
利用者の希望により提供する特別食にかかる実費
- ④ 喫茶利用費
飲食には利用費として、1品につき100円がかかります。(利用した場合のみ)
- ⑤ おやつ代
おやつを希望される方は、1日につき50円がかかります。(利用した場合のみ)

ぬくもりの里デイサービスセンター利用料金の内容

1. **通所介護** …要介護認定において要介護1～5と認定を受けた方が対象です。

(1) サービス利用料金

○下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金（自己負担分）をお支払いください。

○利用料金は、ご契約者の要介護状態区分（1～5）や負担割合（1割または2割）に応じて異なりますので、介護保険証や介護保険負担割合証をご確認ください。

○ **通所介護**

（1回あたり）（単位：円）

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
利用料金	6,450	7,610	8,830	1,0030	11,240
自己負担額(1割)	645	761	883	1,003	1,124
自己負担額(2割)	1,290	1,522	1,766	2,006	2,248

○ **通所介護加算料金**

	利用料金	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	備考欄
入浴介助加算	500(1回)	50	100	入浴介助を行なった場合に加算されます
栄養改善加算	1,500(1回)	150	300	必要に応じ栄養状態改善の為に、栄養ケア計画によるサービスを実施した場合に加算されます。 (月2回限度)
口腔機能向上加算	1,500(1回)	150	300	口腔機能の向上を目的としてサービスを実施した場合に加算されます。(月2回限度)
サービス提供体制強化加算Ⅱ	60(1回)	6	12	3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されている体制が整っている。
若年性認知症利用者受入加算	600(1日)	60	120	若年性認知症利用者に対して、サービスを提供した場合に加算されます。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本料金に各種加算を加えた金額に、5.9%を乗じた金額となります。			
食費	600円(1食)	600円(1食)		保険給付対象外のため全額自己負担です。
時間延長サービス費 (サービス提供時間外の場合)	1時間につき 1,000円		1,000円	サービス提供時間外の場合に加算されます。保険給付対象外のため全額自己負担です。

2. **認知症対応型通所介護** …要介護認定において要介護1～5と認定を受けた方が対象です。

(1) サービス利用料金

○下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金（自己負担分）をお支払いください。

○利用料金は、ご契約者の要介護状態区分（1～5）や負担割合（1割または2割）に応じて異なりますので、介護保険証や介護保険負担割合証をご確認ください。

○ **認知症対応型通所介護**

(1回あたり) (単位: 円)

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
利用料金	8,850	9,800	10,760	11,720	12,670
自己負担額 (1割)	885	980	1,076	1,172	1,267
自己負担額 (2割)	1,770	1,960	2,152	2,344	2,534

○ **認知症対応型通所介護加算料金**

(単位: 円)

	利用料金	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	備考欄
入浴介助加算	500 (1回)	50	100	入浴介助を行なった場合に加算されます
口腔機能向上加算	1,500 (1回)	150	300	口腔機能の向上を目的としてサービスを実施した場合に加算されます。 (月2回限度)
若年性認知症利用者 受入加算	600 (1日)	60	120	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合に加算されます。
サービス提供体制 強化加算 (II)	60 (1回)	6	12	事業所の体制加算で一律加算となります。
介護職員処遇改善加算 (I)	基本料金に各種加算を加えた金額に、10.4%を乗じた金額となります。			
食費	600円 (1食)	600円 (1食)		保険給付対象外のため全額自己負担です
時間延長サービス費 (サービス提供時間外の場合)	1時間につき 1,000円		1,000円	サービス提供時間外の場合に加算されます。保険給付対象外のため全額自己負担です。

3. **介護予防認知症対応型通所介護**…要介護認定において要支援1・2と認定を受けた方が対象です。

(1) サービス利用料金

○下記の料金表によって、サービス利用料金（自己負担分）をお支払いください。

○利用料金は、ご契約者の要介護状態区分（要支援1または要支援2）や負担割合（1割または2割）に応じて異なりますので、介護保険証や介護保険負担割合証をご確認ください。

○ **介護予防認知症対応型通所介護**（1回あたり）（単位：円）

	要支援1	要支援2
利用料金	7,660	8,550
自己負担額（1割）	766	855
自己負担額（2割）	1,532	1,770

介護予防認知症対応型通所サービスの利用料金は、介護給付通所サービスと同様に、1回の利用について左記の金額がかかります。

○ **介護予防認知症対応型通所介護加算料金**（単位：円）

	利用料金	自己負担額 （1割）	自己負担額 （2割）	加算対象者
入浴介助加算	500（1回）	50	100	入浴介助を行なった場合に加算されます
栄養改善加算	1,500（1回）	150	300	必要に応じ栄養状態改善の為に、栄養ケア計画によるサービスを実施した場合に加算されます。 （月2回程度）
口腔機能向上加算	1,500（1回）	150	300	口腔機能の向上を目的としてサービスを実施した場合に加算されます。 （月2回限度）
若年性認知症利用者 受入加算	600（1日）	60	120	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合に加算されます。
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	60（1回）	6	12	事業所の体制加算で一律加算となります。
介護職員処遇改善加算 （Ⅰ）	基本料金に各種加算を加えた金額に、10.4%を乗じた金額となります。			
食費	600円（1食）	600円（1食）		保険給付対象外のため全額自己負担です
時間延長サービス費 （サービス提供時間外の場合）	1時間につき 1,000円		1,000円	サービス提供時間外の場合に加算されます。保険給付対象外のため全額自己負担です。

4. **総合事業第1号通所事業通所型サービスA**…事業対象者または要介護認定において要支援1・2と認定を受け た方が対象です。

(1) サービス利用料金

○下記の料金表によって、サービス利用料金（自己負担分）をお支払いください。

○利用料金は、ご契約者の要介護状態区分（要支援1または要支援2）や負担割合（1割または2割）に応じて異なりますので、介護保険証や介護保険負担割合証をご確認ください。

○総合事業第1号通所事業通所型サービスAの利用料金は、月額制となります。

○ **通所型サービスA**

(単位：円)

	事業対象者 要支援1	要支援2
利用料金（月額）	13,180	27,020
自己負担額（1割）	1,318	2,702
自己負担額（2割）	2,636	5,404

○ **通所型サービスA加算料金**

(単位：円)

	金額 (月額)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	加算対象者
栄養改善加算	1,500(1月)	150	300	低栄養状態にある利用者の低栄養の改善等を目的としてサービスを提供した場合に加算されます。
口腔機能向上加算	1,500(1月)	150	300	口腔機能の向上を目的としてサービスを実施した場合に加算されます。
食費	600円/日			保険給付対象外のため全額自己負担です
入浴料	200円/日			入浴の提供を受けた場合、入浴料をいただきます。

5. **総合事業第1号通所事業介護予防通所介護相当**…事業対象者または要介護認定において要支援1・2と認定を受け た方が対象です。

(1) サービス利用料金

○下記の料金表によって、サービス利用料金（自己負担分）をお支払いください。

○利用料金は、ご契約者の要介護状態区分（要支援1または要支援2）や負担割合（1割または2割）に応じて異なりますので、介護保険証や介護保険負担割合証をご確認ください。

○総合事業第1号通所事業介護予防通所介護相当の利用料金は、月額制となります。

○ **介護予防通所介護相当サービス**

(単位：円)

	要支援1	要支援2
利用料金（月額）	16,470	33,770
自己負担額（1割）	1,647	3,377
自己負担額（2割）	3,294	6,754

○ **介護予防通所介護相当サービス加算料金**

(単位：円)

	金額 (月額)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	加算対象者
栄養改善加算	2,500(1月)	150	300	低栄養状態にある利用者の低栄養の改善等を目的としてサービスを提供した場合に加算されます。
口腔機能向上加算	1,500(1月)	150	300	口腔機能の向上を目的としてサービスを実施した場合に加算されます。
若年性認知症利用者 受入加算	2,400(1月)	240	480	若年性認知症利用者に対して、サービスを提供した場合に加算されます。
選択的サービス複数 実施加算（I）	4,800(1月)	480	960	選択的サービス（運動機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス）のうち、2種類のサービスを実施された時に加算されます。
サービス提供体制 強化加算Ⅱ 要支援1	240(1月)	24	48	3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されている体制が整っている。
サービス提供体制 強化加算Ⅱ 要支援2	480(1月)	48	96	3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されている体制が整っている。
介護職員処遇 改善加算（I）	基本料金に各種加算を加えた金額に、5.9%を乗じた金額となります。			
食費	600円/日			保険給付対象外のため全額自己負担です

6. 介護保険の給付対象とならないサービス

○以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担になります。

② レクリエーション費用

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③ 見学者の利用料

利用料金：食事代（昼食代） 600円／1食

特別な食材及び飲料

料金：実費

7. 利用料の支払い及びサービスの利用中止・変更について

(1) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、次のとおりお支払いください。

1ヶ月毎に計算し、ご請求しますので、翌月28日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：都市銀行、地方銀行、信用金庫、郵便局、JA

※当事業所は、金融機関口座からの自動引き落としをスルガ銀行代行サービスに依頼しております。

（手数料は事業所負担となっております。）

イ. 事業所への持参払い

(2) 利用中止、変更（契約書第8条参照）

○利用予定日の前にご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記料金をお支払いいただく場合があります。

○但し、ご契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%（自己負担相当額）

○ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

ぬくもりの里ホームヘルプサービス利用料案内

訪問介護

① 介護保険の給付対象となるサービス

* 以下のサービスは、通常は利用料金の一割又は二割がご契約者の負担となります。

(平成 27 年 8 月より、介護保険負担割合証に記載の負担割合を適用いたします。)

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分 未満	以 降 30分増す ごとに
	身体 介護	利用料金	1,650円	2,480円	3,940円	5,750円
(利用者負担1割)		(165円)	(248円)	(394円)	(575円)	(83円)
(利用者負担2割)		(330円)	(496円)	(788円)	(1150円)	(166円)
特定事業所加算(Ⅰ)		利用料金の20%を加算				
	利用者負担1割合計	198円	298円	473円	690円	100円
	利用者負担2割合計	396円	596円	946円	1380円	200円
生活 援助	サービスに要する時間	/	20分以上 45分未満	45分以上	/	
	利用料金	/	1,810円	2,230円	/	
	(利用者負担1割)	/	(181円)	(223円)	/	
	(利用者負担2割)	/	(362円)	(446円)	/	
	特定事業所加算(Ⅰ)	利用料金の20%を加算				
	利用者負担1割合計	/	217円	268円	/	
	利用者負担2割合計	/	434円	536円	/	

※ 身体介護が中心である訪問介護を行なった後に、引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である訪問介護行なった時の料金は、上記料金表の身体介護の料金に次の料金を加えたものとなります。

- ・ 身体介護中心型に引き続いて行なう生活援助中心型の訪問介護の所要時間が
 20分以上45分未満の場合・・・660円(利用者負担1割は79円、2割は158円)
 45分以上70分未満の場合・・・1,320円(利用者負担1割は158円、2割は316円)
 70分以上の場合・・・1,980円(利用者負担1割は238円、2割は476円)

※ <介護職員処遇改善加算>

支給限度額管理の対象外の算定項目。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)1月につき 所定単位数×137/1000(平成29年4月1日~改正)

※ <初回加算>

新規利用者又は過去2か月利用の無かった利用者に対してサービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問を行った場合又は同行訪問した場合。…2,000円/月(利用者負担1割は200円/月、利用者負担2割は400円/月)

※ <緊急時訪問介護加算>

居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を利用者・家族から要請を受け24時間以内に必要と認められたサービス提供を行った場合。…1,000円/回(利用者負担1割は100円/回、利用者負担2割は200円/回)

※ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所用時間です。

※ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間でなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

※ 平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

夜間（午後6時から午後10時まで） 25%加算

早朝（午前6時から午前8時まで） 25%加算

深夜（午後10時から午前6時まで） 50%加算

- ※ 2人の訪問介護員が共同でサービスを提供する必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常料金の2倍の料金を頂きます。
- ※ ご契約者がまだ要介護認定を受けてない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ※ 当事業所は、訪問介護員の質の確保や活動環境の整備を図るとともに、要介護状態が中重度の方への対応を重点的に行っている事業所として「特定事業所加算」を受けています。そのため、介護保険給付について通常の基準より20%増しの料金設定となっており、利用者負担に関してもその分を反映することとされています。従って、加算を受けていない事業所に比べて20%増しの利用料金となっております。
- ※ 通常の事業の実施地域以外の地域でのサービス利用をする場合、これに係る交通費は無料です。

② 介護保険の給付対象とならないサービス

- * 以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

ア. 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、その超過分についてサービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。